

分野	4	雇用・人材
政策項目	⑤	職業紹介の充実、労働者派遣事業・職業紹介事業に関する規制改革、有期労働契約の見直し
<p>○長期失業者の就業支援事業 ハローワークでの求職活動により就職に至らなかった1年以上の長期失業者等について、既存の緊急雇用創出特別基金を活用して、就職支援から就職後の定着指導までを民間事業者に包括的に委託し、安定した就職の実現を図る就職支援事業を平成16年4月より順次実施。</p> <p>2. <u>労働者派遣事業・職業紹介事業に関する規制緩和</u> (厚生労働省) 改正法の着実な実施を図る。</p> <p>3. <u>有期労働契約の見直し</u> (厚生労働省) 今後の施行状況を見ながら適切に検討する。</p> <p>4. <u>船員関係</u> (国土交通省) ○船員派遣事業制度の創設及び無料職業紹介の充実のため、船員職業安定法の改正法案を今通常国会に提出したところ。法案成立後、円滑な施行に向けた所要の準備を行う。 ○若年船員トライアル雇用事業を外航部門にも拡大</p> <p>17年度以降</p> <p>○上記各分野で所要の施策を引き続き着実に推進</p>		

分野	4	雇用・人材
政策項目	⑥	雇用維持支援から雇用移動支援への重点化、雇用政策におけるアウトカム目標の明確化
関係府省	厚生労働省	
<p><これまでの対応></p> <p><u>1. 雇用維持支援から雇用移動支援への重点化</u></p> <p>○雇用関係助成金の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年度においては、支援内容の重点化(①円滑な労働移動の支援、②安定した雇用の維持・確保の支援、③良好な雇用の創出の支援、④労働力需給調整機能の強化)及び整理統合(61 本→39 本)を実施 ・平成 15 年度においては、支援内容の早期再就職の促進等への重点化、雇用維持支援の見直し(①早期再就職・労働移動支援、失業者の創業支援の拡充、②雇用維持支援、雇入れ助成について見直し)及び整理統合(46 本→35 本)を実施 ・雇用調整助成金については、平成 13、15 年度の見直しにより、景気変動等に対応した一時的な雇用調整への支援へ重点化 		
<p><これまでの成果></p> <p><u>1. 雇用維持支援から雇用移動支援への重点化</u></p> <p>○雇用関係助成金については、早期再就職の促進等についての役割を果たしてきた。例えば、労働移動支援助成金については、平成 13 年 10 月から 16 年 1 月までに、約 1 万 2 千人の労働移動に対する支援を実施。</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p><u>1. 雇用維持支援から雇用移動支援への重点化</u></p> <p>○雇用関係助成金については、実績を踏まえつつ、真に雇用対策として有効であると認められるものを実施すべく、今後とも見直しを実施。</p> <p><u>2. 雇用政策におけるアウトカム目標の明確化</u></p> <p>○雇用政策について、政策効果に着目して、適切な目標を設定することにより、一層効果的な雇用政策の実施に反映</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16 年度</p> <p><u>1. 雇用維持支援から雇用移動支援への重点化</u></p> <p>○中小企業人材育成事業助成金及び情報関連人材育成事業助成金について、利用実績等から判断して政策的必要性が低下していると考えられることから廃止するなど、整理統合(35 本→29 本)等の見直しを行う予定。</p> <p><u>2. 雇用政策におけるアウトカム目標の明確化</u></p> <p>○雇用政策について、政策効果に着目して、適切な目標を設定する。</p> <p>17 年度以降</p> <p>○上記各分野で所要の施策を引き続き着実に推進</p>		

分野	4	雇用・人材
政策項目	⑦	女性・中高年齢者の就業促進
関係府省	文部科学省、厚生労働省	

<これまでの対応>

1. 女性の就業促進

女性が働きやすい環境を整備するため、次の施策を推進

- 女性労働者が採用時等に、性を理由に差別されないよう、男女雇用機会均等法に違反する企業に対する是正指導。女性労働者と事業主との間の紛争については、労働局長による援助等による解決。
(厚生労働省)
- 女子学生が的確な職業選択を行えるよう、ガイドブック等の情報提供による意識啓発
(厚生労働省)
- 男女労働者の間の格差の解消を目指して、女性の活躍推進協議会の開催や情報提供、セミナーの実施等による、企業が進めるポジティブ・アクションの取組の全国的な普及
(厚生労働省)
- 出産や育児等の理由により離職し、それが一段落した後に再び職業に就くことを希望する者に対し、再就職に役立つ情報の提供、セミナーの開催等の支援の実施。
(厚生労働省)
- 育児等を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
(厚生労働省)
- パート労働者について正社員との均衡を考慮した処遇の考え方を具体的に示すため、平成 15 年8月パートタイム労働法に基づく指針を改正(同年 10 月より適用)。
(厚生労働省)
- 保育所等において、平成 13 年7月に決定した待機児童ゼロ作戦に基づき、平成 14 年度中に5万人、平成 16 年度までに 10 万人、計 15 万人の受入児童数の増を行う。
(文部科学省、厚生労働省)

2. 中高年齢者の雇用・就業の促進

(厚生労働省)

○65 歳までの雇用の確保

- ・事業主への相談・援助体制の整備
- ・継続雇用の推進及び定着を図る事業主に対する助成
- ・地域の経済団体と連携した高年齢者の職域開発の推進及び 65 歳までの継続雇用制度の導入比率の上昇に向けた指導・援助の強化

○中高年齢者の再就職の促進

- ・離職を余儀なくされる中高年齢者の円滑な再就職の促進を図るため、事業主に対して再就職援助計画の作成要請や再就職援助を行う事業主等に対する助成
- ・募集・採用時の年齢制限の緩和に向けた職業紹介機関による啓発・指導の推進
- ・中高年齢者の試行雇用の支援
- ・中高年長期失業者に対する官民一体となった再就職支援

○多様な社会参加活動の支援

- ・シルバー人材センター事業における子育て支援事業等の地域社会に密着した事業の推進及び拡充
- ・3人以上の中高年齢者による創業に対する支援

○高齢者の健康づくり

健康づくり、介護予防等の充実により、高齢者が心身共にいつまでも健康で充実した社会生活を送ることができるような環境整備

<これまでの成果>

1. 女性の就業促進

○待機児童ゼロ作戦に基づき、保育所等において、5万人を超える受入児童数の増

	保育所入所児童数(4月)	対前年同月比(各月平均)	預かり保育・特定保育等
平成 14 年度	188万人	+5万3千人	—
平成 15 年度	192万人	+4万3千人	+1万1千人

※ 平成 15 年度の対前年同月比は、4月から 10 月までの平均

分野	4	雇用・人材
政策項目	⑦	女性・中高年齢者の就業促進
<p>2. 中高年齢者の雇用・就業の促進</p> <p>○65歳までの雇用の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一律定年制を定めている企業のうち、60歳以上の定年を定めている企業は98.9%であり、60歳定年はほぼ定着している。65歳まで働ける場を確保する企業の割合も全体の約70%となっている。 ・継続雇用定着促進助成金の支給実績48,818件(平成14年度) <p>○中高年齢者の再就職の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再就職援助計画書交付件数59,137人(平成14年度) ・在職者求職活動支援助成金の支給実績6,432人(平成14年度) ・中高年トライアル雇用開始者数1,842人(平成16年1月現在) ・年齢制限のない求人比率16.6%(平成16年1月現在) <p>○多様な社会参加活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等共同機会創出支援助成金の支給決定件数248件(平成15年1月から平成16年1月) ・シルバー人材センターについては、団体数1790団体、会員数73万人、契約件数288万件、契約金額2,740億円(平成14年度末現在)。 <p>○健康寿命世界一(75.0歳 2003年版WHO世界保健報告)</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>1. 女性の就業促進</p> <p>○女性が性別により差別されることなくその能力を十分に発揮できる雇用環境を実現する。</p> <p>○出産や育児等の理由により離職しても、離職前の職業経験や知識・技能を生かし、円滑に再就職できるような環境を整備する。</p> <p>○男性10%、女性80%を社会全体の目標値として掲げ、育児休業の取得等を促進する。</p> <p>2. 中高年齢者の雇用・就業の促進</p> <p>少子高齢化が急速に進行する中で、高齢者が社会の支え手として活躍し続けることを可能とするため、高齢者が意欲と能力のある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現を目指す。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p>1. 女性の就業促進</p> <p>○同業他社と比較したその企業の女性の活躍状況について把握することにより、個々の企業がポジティブ・アクションについて実情に応じた目標を立てることが可能となるよう、ベンチマーク事業を実施。 (厚生労働省)</p> <p>○より利用しやすい仕組みとするための育児休業制度等の見直しを実施(今通常国会法案提出済)。 (厚生労働省)</p> <p>○新たにキャリアコンサルタントによる相談や職場体験講習の実施等を行うことにより、育児等離職者が再就職準備のための計画的な取組を行えるよう、きめ細かい支援を行っていくこととする。 (厚生労働省)</p> <p>○待機児童ゼロ作戦を強力に推進するため、以下の措置を講じる。 (文部科学省、厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童解消のための保育所の緊急整備の実施(待機児童の多い市町村を中心に保育所の緊急整備を行うための経費として、平成16年度に限り150億円を上乗せ) ・特定保育事業の拡充(週2、3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に保育所を利用できる特定保育事業について、対象年齢を就学前まで拡充) ・幼稚園における預かり保育の充実(私立幼稚園における「特定預かり保育」及び「休業預かり保育」の実施や既存の幼稚園施設への預かり保育室の設備など) <p>○年金改革において、多様な生き方・働き方に対応するため、次世代育成支援の拡充、遺族年金の見直し等を講ずる。(今通常国会法案提出済) (厚生労働省)</p>		

分野	4	雇用・人材
政策項目	⑦	女性・中高年齢者の就業促進
2. 中高年齢者の雇用・就業の促進		(厚生労働省)
<p>○定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による 65 歳までの雇用の確保、高年齢者等の再就職援助の強化及び多様な就業機会の確保等を講ずる(今通常国会法案提出済)。</p> <p>○中高年齢者の募集・採用から職場定着するための体制づくりに係る好事例の収集・分析等を活用した個別企業に対する相談・援助等の支援や幅広い普及啓発を行う「年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業」の創設</p> <p>○高齢者の多様な就業に対応するため、就労機会・社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センター事業の創設</p> <p>○年金改革において、支給開始年齢の引上げに対応し、60歳台前半の高齢者の就労を阻害しない仕組みとするよう、また、65歳以降について世代間の公平と高齢者の選択の幅を広げる観点から、在職老齢年金制度を見直す。(今通常国会法案提出済)</p> <p>○健康づくり、介護予防等の更なる充実のための基盤整備</p>		
17 年度以降		
上記各分野で所要の施策を引き続き着実に推進		

分野	4	雇用・人材
政策項目	⑧	障害者の雇用促進
関係府省	文部科学省、厚生労働省	
<p><これまでの対応></p> <p>○民間の事業所で障害者を短期の試行雇用の形で受け入れ、障害者に実践的な能力を修得させ、常用雇用への移行を促進する障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の推進(平成13年度より実施) (厚生労働省)</p> <p>○職場への適応が困難な障害者の職場にジョブコーチを派遣し、職業的自立のための実践的な支援を行う職場適応援助者(ジョブコーチ)事業の推進(平成14年度より実施) (厚生労働省)</p> <p>○障害者の身近な地域において雇用、保健福祉、教育等の関係機関が連携し、就業及びそれに伴う日常生活の相談・支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センターの設置(平成14年度より実施) (厚生労働省)</p> <p>○職業能力開発の推進 (厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者職業能力開発校において、重度障害者に対し、障害の特性や程度に応じた訓練科目を設定し、職業訓練を実施 <p>○障害のある生徒の就業支援について (文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度から実施されている盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領において、生徒の職業的な自立の推進のため、「情報」や「流通・サービス」等の教科を新設し、また、現場実習を含む就業体験を一層充実する。 ・平成14年度から2か年にわたり、都や県に委嘱して、能力開発の観点から、障害のある生徒一人一人の将来の就業に向けた個別の支援計画の策定・実施・評価を行うとともに、養護学校と公共職業安定所等の関係機関が連携した継続的な就業支援の組織や体制づくり、等の実践的な研究を行っている。 		
<p><これまでの成果></p> <p>○障害者試行雇用事業について 平成14年度において2,661人に対して実施。うち2,123人、約8割の者が常用雇用に移行。平成15年度において、12月までに2,566人に対して実施。試行雇用期間が終了した1,760人のうち1,415人、8割強の者が常用雇用に移行。</p> <p>○職場適応援助者事業について 平成14年度において2,120人に対して実施。終了1ヶ月時点の定着率は約9割。</p> <p>○障害者就業・生活支援センターについて 平成16年1月末時点で45センターにおいて事業を実施。 平成15年6月1日現在の民間企業の実雇用率は1.48%と前年同期比0.01ポイント上昇。就職件数では平成15年において前年比15%の増。</p> <p>○平成14年度、障害者職業能力開発校において1,722人に職業訓練を実施。うち約6割が就職。</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>○障害者雇用対策については、「障害者基本計画」、「障害者雇用対策基本方針」等を踏まえ、障害者の能力、特性に応じた雇用の場の拡大を図るとともに、精神障害者を障害者雇用率制度の対象とするための検討、在宅就業による障害者の就業機会拡大についての施策を推進する。また、障害の重度化・多様化及び雇用・就業を希望する障害者の大幅な増加に対応し、職業訓練機会を拡充する。</p> <p>○「重点施策実施5か年計画」(新障害者プラン)に基づき、平成19年度までにハローワークの年間就職件数を3万人に、平成20年度に雇用障害者数60万人にすることを目指す。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p>○以下の取組を実施 (厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センターの拡充(15年度計画47センター→16年度計画80センター)等雇用と福祉の連携の推進 ・精神障害者の職場復帰支援事業の創設等精神障害者の雇用支援策の推進 ・障害者試行雇用事業(平成15年度計画3,200人→16年度計画4,200人)、職場適応援助者事業、インタ 		

分野	4	雇用・人材
政策項目	⑧	障害者の雇用促進
<p>— ネット上での求職者情報の公開等障害者の雇用機会を拡大する施策の推進</p> <p>○ 精神障害者の雇用率制度の適用等についての検討 (厚生労働省) 平成 14 年 7 月に設置された「精神障害者の雇用の促進等に関する研究会」において、精神障害者の雇用率制度の適用や雇用支援の在り方の具体的な取組について法改正を視野に入れつつ検討を進める。</p> <p>○ 平成 14 年 8 月に設置された「障害者の在宅就業に関する研究会」において、在宅就業による障害者の就業機会の拡大について、法改正を視野に入れつつ検討を進める。 (厚生労働省)</p> <p>○ 障害者に対する職業能力開発機会を拡充するため、以下の施策を実施 (厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の職業能力開発校を活用して障害者の受入を図り、地域における障害者訓練の拠点整備を図る。 ・ 企業や社会福祉法人、教育訓練機関等の多様な委託訓練を大幅に拡充(47 都道府県、700 人→5,000 人) ・ 重度身体障害者等に対して、遠隔教育実施機関を活用して IT 技能を付与する訓練機会の提供を図る。 <p>○ 障害を有しながら就労したことを年金制度上評価するなど、障害年金の改善を行う。(今通常国会法案提出済) (厚生労働省)</p> <p>○ 障害のある生徒の就業支援について (文部科学省) 障害のある生徒への就業支援を充実するため、教育、福祉、医療、労働等の幅広い観点から適切な支援を行う個別の教育支援計画に関する調査研究を実施</p> <p>17 年度以降</p> <p>上記各分野で所要の施策を引き続き着実に推進</p>		

分野	4	雇用・人材
政策項目	⑨	高等教育の改革
関係府省	文部科学省	
<p><これまでの対応></p> <p>1. 国立大学の法人化</p> <p>○制度設計について検討、法制化(平成 15 年 7 月国立大学法人法成立)</p> <p>2. 大学の質の保証と向上のための制度改革</p> <p>○平成 14 年の学校教育法改正により、学位の大幅な変更等を伴わない学部等の設置について認可から届出に変更するなど設置認可制度を弾力化するとともに(平成 15 年度より施行)、これまでの自己点検・評価の実施に加え、各大学が定期的に評価機関による第三者評価を受ける認証評価制度を導入(平成 16 年度施行予定)。</p> <p>3. 国公立大学を通じた大学教育改革の支援</p> <p>○21 世紀COEプログラム 国公立大学を通じ、国際競争力ある世界最高水準の研究教育拠点を形成するため、第三者評価による競争原理を導入し重点投資を行う「21 世紀COEプログラム」を平成 14 年度より導入。</p> <p>○特色ある大学教育支援プログラム 国公立大学を通じ、大学教育の改善に関する種々の特色ある優れた取組を選定し、社会に広く情報提供を行うなど、高等教育の活性化を促進するため、「特色ある大学教育支援プログラム」を平成 15 年度より実施。</p> <p>○専門職大学院制度の創設 社会のニーズに対応した様々な分野での高度専門職業人の養成を行う専門職大学院制度を平成 15 年度に創設(法科大学院における学生受け入れは平成 16 年度から)。</p> <p>4. 奨学金事業の充実</p> <p>○優れた学生等であって経済的理由により修学困難な者に対し、奨学金を貸与し、教育の機会均等と人材の育成を図る。入学時の需要に対応した奨学金(有利子による一時金)を平成 15 年度に創設。</p> <p>5. 留学生交流の推進</p> <p>○21 世紀初頭における 10 万人の留学生受入れを目指す「留学生受入れ 10 万人計画」に基づき、渡日前から帰国後まで体系的な留学生受入れのための施策を総合的に推進。</p> <p>6. その他高等教育の多様化・活性化</p> <p>○短期大学のコミュニティカレッジ機能の強化 短期大学において社会人等を含む地域の多様な教育ニーズに応えることのできるコミュニティカレッジ機能を果たしていくものとして「地域総合科学科」の設置を推奨。</p> <p>○大学の教員組織の在り方について、中央教育審議会での検討を開始(平成 15 年 11 月より)</p> <p>○インターンシップの推進 全国フォーラムの開催、ガイドブック等の作成・配布、大学等への必要な経費の支援など実施</p> <p>○大学等の実践的な e-Learning の推進 平成 13 年 3 月の大学設置基準の改正により、通信制では卒業に必要な 124 単位すべてを、通学制では 60 単位まで、インターネット等メディアを利用した授業により行うことを可能とした。</p> <p>○特区において、株式会社による大学設置を可能としたり校地面積基準の緩和等を行った。</p>		
<p><これまでの成果></p> <p>2. 大学の質の保証と向上のための制度改革</p> <p>○設置認可制度の弾力化による学部等の届出設置件数(平成 15 年度:189 件)</p> <p>○大学における自己点検・評価の実施(全大学の約 9 割)</p>		

分野	4	雇用・人材
政策項目	⑨	高等教育の改革
<p>3. 国公立大学を通じた大学教育改革の支援</p> <p>○21世紀COEプログラム:平成14、15年度で85大学246の特色ある研究教育拠点を採択</p> <p>○特色ある大学教育支援プログラム:平成15年度は80件の取組を選定(応募は664件) 事例集の作成やフォーラムの開催により社会への情報提供を実施</p> <p>○専門職大学院数:平成15年度 8大学10専攻 平成16年度(予定)77大学93専攻(うち法科大学院は68大学68専攻)</p> <p>4. 奨学金事業の充実</p> <p>平成15年度 貸与人員86万6千人(対前年度比6万8千人増) 事業費5,790億円(対前年度比624億円増)</p> <p>5. 留学生交流の推進</p> <p>「留学生受入れ10万人計画」の達成 平成14年5月1日 95,550人 → 平成15年5月1日 109,508人</p> <p>6. その他高等教育の多様化・活性化</p> <p>○短期大学における「地域総合科学科」の設置件数 平成15年度 4短大 4学科開設 → 平成16年度 12短大 12学科開設予定</p> <p>○インターンシップ実施率: 平成13年度 41.9%(25,972人)→平成14年度 46.3%(30,222人)</p> <p>○大学等の実践的なe-Learningの推進 インターネット授業を行っている学部・研究科数: 平成13年度 102学部・研究科(11.4%)→平成14年度 151学部・研究科(15.4%)</p> <p>○特区における株式会社の大学設置を認可(平成16年度2校開設予定)</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>1. 国立大学の法人化</p> <p>○民間的経営手法の導入によるトップマネジメントの実現、非公務員型による弾力的な人事システムの導入等による自主的・自律的な大学の運営を可能とし、競争的環境の中で国立大学として一層その役割を果たせるよう運営支援を行うとともに、適切な評価と資源配分を行う。</p> <p>2. 大学の質の保証と向上のための制度改革</p> <p>○時代の要請に柔軟に対応した教育研究体制づくりを推進するとともに、多様な評価機関による評価により大学の主体的な改善を促進する。</p> <p>3. 国公立大学を通じた大学教育改革の支援</p> <p>○国公立を通じた競争的環境の中、国際競争力ある世界最高水準の研究教育拠点の形成を目指すとともに、各大学における特色ある優れた教育取組を促進し、高等教育全体の活性化を図る。</p> <p>○専門職大学院において高度専門職業人の養成に相応しい充実した教育が行われるよう環境整備に努める。</p> <p>4. 奨学金事業の充実</p> <p>○学生のニーズや社会的要請等を適切に踏まえつつ、引き続き充実を図るとともに、回収率の向上など適切な執行に努める。</p>		

分野	4	雇用・人材
政策項目	⑨	高等教育の改革
<p>5. 留学生交流の推進</p> <p>○相互交流(留学生の受入れ及び日本人の海外派遣)を推進するとともに、留学生の質の確保及び各大学等の留学生受入れ体制の質的充実を図る。</p> <p>6. その他高等教育の多様化・活性化</p> <p>○「地域総合科学科」設置の推奨により短期大学のコミュニティカレッジ機能の強化を図る。</p> <p>○助教授・助手等の若手研究者がより独立して研究を行うことができるようにするなど、教育研究の活性化につながる大学の教員組織の在り方について検討を行う。</p> <p>○インターンシップの一層の推進のため質・量両面における充実</p> <p>○大学等の実践的な e-Learning の推進</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p>1. 国立大学の法人化</p> <p>○各法人が法人化のメリットを最大限活かせるよう運営支援を行うとともに、適切な評価を行う。施設整備についても効率的に執行する。</p> <p>2. 大学の質の保証と向上のための制度改革</p> <p>○認証評価制度を導入。認証評価機関による評価が適切に行われるよう指導・助言を行う。</p> <p>3. 国公立大学を通じた大学教育改革の支援</p> <p>○21世紀COEプログラム 革新的な学術分野の開拓を目指す研究教育拠点を追加</p> <p>○特色ある大学教育改革の支援 「特色ある大学教育支援プログラム」を発展させるとともに、社会的要請の強い政策課題に対応したテーマを設定するなど、大学教育改革への種々の取組の中から、特色ある優れた教育プロジェクトを選定、支援</p> <p>○法科大学院等専門職大学院の形成支援 法科大学院等各種の専門職大学院において行われる特色ある教育内容・方法の開発・充実等に取り組む優れた教育プロジェクトを国公立大学を通じた競争的環境の中で選定、支援</p> <p>○専門職大学院の設置促進 各大学の自主的な検討に基づく専門職大学院の設置申請・認可を通じ、高度専門職業人養成を目的とする高度で多様な教育機会を拡大する。</p> <p>4. 奨学金事業の充実</p> <p>○①貸与人員の増員、②法科大学院創設に対応した奨学金の充実、③入学時の需要に対応した奨学金(有利子一時金)の充実、④奨学金貸与制度(有利子)による海外留学の支援など、6,820億円(対前年度比1,030億円)の事業費で96万5千人(対前年度比9万9千人増)への貸与を実施予定。</p> <p>5. 留学生交流の推進</p> <p>○日本人学生が海外の大学等において学位取得が可能な「長期留学生派遣制度」による支援の充実や私費外国人留学生に対する学習奨励費の充実、成績不良者への奨学金の打ち切り等制度の見直しを行う。</p> <p>6. その他高等教育の多様化・活性化</p> <p>○短期大学のコミュニティカレッジ機能の強化 引き続き「地域総合科学科」設置の取組を推奨。</p>		

分野	4	雇用・人材
政策項目	⑨	高等教育の改革
<p>○教育研究の活性化につながる大学の教員組織の在り方について、検討・結論を得て、法令改正等所要の措置を講じる。</p> <p>○インターンシップの推進 関係機関、関係団体と連携を図り、一層の推進。「特色ある大学教育改革の支援プログラム」を活用して支援予定。</p> <p>○大学等の実践的な e-Learning の推進 実践的かつ有効な e-Learning の普及促進及び教育の質の確保のための方策について検討。</p> <p>○特区において、運動場の設置の弾力化、インターネット等のみを用いて授業を行う大学等に係る校舎等施設基準の緩和など大学設置基準等の特例措置を講ずる予定。</p>		
<p>17年度以降</p> <p>(上記施策の推進)</p>		

分野	4	雇用・人材
政策項目	⑩	初等中等教育の改革
関係府省	文部科学省	
<p><これまでの対応></p> <p>1. 確かな学力の向上等</p> <p>○確かな学力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領を一部改正し(平成 15 年 12 月告示)、習熟度別指導や発展学習・補充指導など地域・学校独自の取組をさらに推進し、確かな学力を育成。 ・「学力向上アクションプラン」(平成 15 年度より)を着実に実施し、児童生徒の「確かな学力」の向上のための取組を推進。 ・全国的かつ総合的な学力調査の継続的な実施による成果の検証(平成 14、15 年小中高実施) ・『英語が使える日本人』の育成のための行動計画に基づく各種施策の推進 <p>○IT教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の実施—各教科等の授業において、コンピュータ等の積極的な活用を図るとともに、中・高等学校における情報に関する教科・内容の必修化など情報活用能力の育成を推進(小・中学校は平成 14 年度より、高等学校は平成 15 年度より実施) ・学校のIT環境の整備の充実 <p>○心豊かでたくましい子どもの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奉仕・体験活動の充実(平成 13 年法律改正等)、道徳教育の推進(「心のノート」全小中学生に配布) <p>2. 教育の多様化・活性化</p> <p>○地域に開かれた学校運営の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価と結果の公開の促進(平成 14 年法令改正) ・緊急地域雇用創出特別基金事業を活用した学校への外部人材導入の一層の推進 ・「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」を実施(平成 14 年度より) <p>○地方分権にふさわしい教育委員会の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の教育長任命承認を廃止し、地方の責任で選任(平成 12 年法律改正) ・教育委員会の活性化(平成 13 年法律改正。教育委員への女性、保護者の任命促進) <p>○特区を活用した新たな試み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領等によらない教育課程を編成・実施できる学校の実現 ・幼稚園入園年齢の特例(満3歳児→2歳児) 		
<p><これまでの成果></p> <p>1. 確かな学力の向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール 平成 15 年度 50 件 53 校を指定(研究委嘱) ○JETプログラム(海外青年招致プログラム) 平成 15 年度 ALT 5,649 人 ○ネイティブスピーカーの正規教員への採用 平成 15 年度 17 人 ○コンピュータ1台当たりの児童生徒数:9.7 人(平成 15 年3月)←11.1 人(平成 14 年3月) ○学校の高速度インターネットの接続率:57.0%(平成 15 年3月)←38.0%(平成 14 年3月) ○ITを使って指導できる教員の割合:52.8%(平成 15 年3月)←47.4%(平成 14 年3月) <p>2. 教育の多様化・活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急地域雇用創出特別基金事業を活用した学校への外部人材導入:平成 14 年度 約2万7千人 ○特区における学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施:19 自治体を特区認定 ○特区における幼稚園入園年齢の特例(満3歳児→2歳児):14 自治体を特区認定 		

分野	4	雇用・人材
政策項目	⑩	初等中等教育の改革
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>○「国から地方へ」教育の地方分権を進め、地域が自ら考え、行動することや学校の自主性・自律性を高め創意工夫を活かす取組を促進することを重視しつつ、知育、徳育、体育、食育を重視し、「人間力向上」のための教育の構造改革をさらに前進させるとともに、教育分野における規制改革を一段と推進するなど、子どもたちがその「人間力」を向上させるための教育改革を一層推進する。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p>1. 確かな学力の向上等</p> <p>○確かな学力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して全国的かつ総合的な学力調査を実施し、成果を検証(平成16年小中実施) ・「学力向上アクションプラン」に盛り込まれた施策を効果的・効率的に実施するなど、「確かな学力」の向上のための取組をより一層推進 ・『英語が使える日本人』の育成のための行動計画に基づき、平成19年度までに「英語が使える日本人」を育成する体制を着実に整備(スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールについて85校を指定(平成17年度までに100校指定を目標)、平成18年度から大学入試センター試験にリスニングテスト導入など) <p>○IT教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・e-Japan重点計画に基づき、平成17年度までに以下の実現に向けて積極的に対応 教育用PC1台当たり児童・生徒5.4人の割合を達成、 概ねすべての公立小中高等学校等が高速インターネットに常時接続 概ねすべての教員がコンピュータ等のITを用いて子どもたちを指導できるようにする ・IT活用型教育の本格的実施の推進 <p>○心豊かでたくましい子どもの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導体制の整備(今通常国会に関係法案を提出済) <p>2. 教育の多様化・活性化</p> <p>○地域に関かれた学校運営の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校(コミュニティ・スクール)の実現(平成17年4月の開校に向け所要の整備) <p>○地方分権時代にふさわしい教育委員会の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会制度の改革方策について中央教育審議会で検討 <p>○特区を活用した新しい試み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等における外国留学時認定可能単位数の拡大(30単位→36単位)等 <p>17年度以降</p> <p>(上記施策の推進)</p>		